

別紙

鹿児島県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業事務局 殿

## 誓 約 書

鹿児島県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援補助金の申請に当たり以下のとおり誓約します。

- 1 申請要領に記載された申請要件を満たしており、不給付要件に該当しません。  
また、申請書及び添付書類の記載事項（申請内容）に虚偽はありません。
- 2 鹿児島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 必要な許可等は全て取得し、適法に営業しており、今後も同様の営業を継続します。
- 4 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。また、自己又は自社の役員等は次のいずれにも該当する者ではなく、かつ、将来にわたっても該当しません。
  - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 5 本申請に係る物品は、全て第三者認証取得飲食店の感染防止対策に用いるものです。
- 6 本申請以外に、鹿児島県第三者認証取得飲食店感染防止対策支援事業（本補助金の交付を受けた後に追加で認証を受けた場合を除く）及び県の他の類似事業による補助金の交付は受けておりません。
- 7 補助対象の物品購入等に当たり、国、県又は市町村の補助金とこの補助金とについて重複して給付を受けておりません。
- 8 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、支援金の交付を受けた事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- 9 補助金の交付を受けた後、鹿児島県が虚偽や不正の申請であると認定した場合は、補助金の返還や必要な加算金の支払いに応じます。
- 10 補助金申請内容の確認のため、鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局へ第三者認証取得時に提出した情報の照会や同事務局への補助金申請情報の提供に同意します。

令和4年 月 日

申請者 住 所  
名 称  
代表者職・氏名

印

※ 必ず自署又は押印をお願いします。